

利用規約・メンバー会員規約

「FITNESSRePLAY24/7」(以下、「本クラブ」といいます。)利用に際し、皆様に快適にご利用頂く為に、下記事項を厳守されますようお願い申し上げます。

また本クラブが、健康づくりの憩いの場として清潔に保持出来ますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

第1条 【適用範囲】

本規約は本クラブのサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条 【メンバー会員制】

- 1.本クラブはメンバー会員制とします。
- 2.本クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所定の入会申込書・誓約書等(Web 上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。)を提出し、利用規約等の諸契約を締結することにより本クラブへの入会が認められ、本クラブの諸施設を利用することができます。
- 3.未成年が入会を希望する場合は、所定の保護者同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。
- 4.本クラブに入会しメンバー登録をした者(以下「会員」といいます。)は本規約(第22条により改定されたものを含みます。)本クラブの施設内の諸規則を全て遵守しなければなりません。

第4条 【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることはできません。

- (1) 本規約および諸規則を遵守できない者。
- (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- (3) 現在において暴力団または反社会的勢力に属すると本クラブが判断した者。
- (4) 違法薬物を使用していると本クラブが判断した者。
- (5) 医師等により運動を禁じられている者。
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染する恐れのある疾病を有している者。
- (7) 12歳未満のもの。ただし、12歳以上の学生証をお持ちの方は除きます。
- (8) 未成年で本クラブの入会に関して親権者の同意を得られない者。
- (9) 入会申込書に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者。
- (10) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者。

第5条 【会費・セキュリティキー手数料等】

- 1.本クラブの会費、セキュリティキー発行手数料、その他の費用(以下「会費等」といいます。)は本クラブが定めるものとします。
- 2.会員は、会費等を本クラブ所定の方法で支払うものとします。支払時期は本クラブが定める日までに支払うものとします。入会時の初回支払時期は別途、本クラブが定めます。
- 3.会員は、実際の本クラブの利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- 4.本クラブは会費等の改定を行うことができます。その場合、本クラブは適用法令に従うとともに、改定料金の初回引落日2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。

第6条 【セキュリティキー】

- 1.本クラブは、会員に対しセキュリティキーを交付します。
- 2.会員が本クラブに立ち入る際には、当該会員に交付されたセキュリティキーを提示するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯していない場合は、本クラブに立ち入ることはできません。
- 3.セキュリティキーは、交付された会員本人もしくは本クラブが認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- 4.会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は規約退会の対象となります。
- 5.会員は、セキュリティキーを紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに本クラブにその旨と届けて、本クラブが相当と認めるときは、会員は再発行手数料(¥3,200 別税)を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第7条 【会員以外の利用】

本クラブは次の条件をいずれも満たす場合にのみ、会員以外の者(以下、ビジターもしくは見学・体験者またはゲストとといいます。)に本クラブの使用をさせることができます。

- 1.ビジターは本クラブが定めるビジター使用料を支払うこと。
- 2.ビジターまたは見学・体験者は事前に本クラブの書面による承諾を得ること。
- 3.ビジター、見学・体験者、ゲストは本規約に定める遵守事項を遵守すること。

第8条 【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

- (1) 本クラブの利用にあたっては、記載されたルール、習慣上のルール、本クラブの説明並びに指示に従わなければなりません。
- (2) 本クラブ利用時は、常に本クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
 - ① 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
ジーンズ・またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または装飾品等
 - ② 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品、サンダル、草履、長靴等
 - ③ 会員および他の本クラブ利用者を傷つける可能性のある衣服、履物、装飾品等。
 - ④ 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
 - ⑤ ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
 - ⑥ その他、本クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
- (3) 本クラブ内において、以下の行為は禁止されます。
 - ① 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
 - ② 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
 - ③ 正当な理由なく他者の所持品に触れること
 - ④ 他の会員もしくは他の利用者に対し、本クラブの書面による承諾なくパーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
 - ⑤ 本規約に基づき本クラブの利用を認められていない者を同伴させること。
 - ⑥ 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員や利用者、スタッフが恐怖を感じる危険な行為
 - ⑦ 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくは利用者やスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
 - ⑧ 他の会員、利用者、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
 - ⑨ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
 - ⑩ 酒気を帯びての入館

- ⑪ 動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ本クラブが承諾した補助犬は除く。
- ⑫ 他の会員または利用者の諸施設利用を妨げる行為
- ⑬ 本クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つけること。

第9条 【入館の禁止、退場】

1. 本クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約(第8条を含み、これに限らない)および諸規則を遵守しないもの
 - (2) 本クラブにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申請をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
 - (3) 本クラブにおいて、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
 - (4) 本クラブにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 本クラブの承諾なくセキュリティキーを持たずに入館した者
 - (6) 本規約の手続きに従わず会員以外の者を入館させた者及び入館した会員以外の者
 - (7) 自己の都合により会費等の全部もしくは一部を支払わない月が3ヶ月以上連続した者
 - (8) 伝染病等、他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき
 - (9) 上記の他、本クラブが入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
2. 本クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第10条 【休会および復帰】

1. 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、本クラブに来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位で本クラブを休会することができます。電話、電子メール、ファクス等による申し出は受けられません。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続きがとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。
3. 休会する会員は、別に定める休会費(月額¥1,000 別税)を支払うものとします。

4. 本条の休会手続きが完了しない場合は休会扱いとなりませんので、本クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
5. 休会期間は3ヶ月から最長で1年間とします。
6. 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で本クラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第11条 【退会】

1. 会員が自己の都合により本クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、本クラブに来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2. 退会手続きは、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
3. 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、本クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
5. 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
6. 会員が自己の都合により会費等の全部または一部の滞納が3ヶ月間となった場合、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が3ヶ月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については全額現金または本クラブが指定した方法で支払わなければなりません。
7. 入会日より6か月以内での退会を希望する場合は一律¥5,000(別税)の支払いが発生します。
8. 会員は退会手続き後、施設利用可能期日までに本クラブ規定のセキュリティーおよびリストバンド等貸与物を返却をするものとする。
施設利用可能期日までに返却が確認できない場合、本クラブはセキュリティー代およびリストバンド代を請求します。
違約金が発生した場合は退会月月会費とともに請求します。
なお、請求処理完了後はいかなる事由でも返金はいたしかねます。

第12条 【届出等】

1. 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに本クラブにおいて、所定の手続きをもって変更の届出をしなければなりません。
2. 本クラブから会員への諸通知等は会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。
3. 入会の際に学生証を提示した会員は満19歳の誕生日までに再度学生証の提出が必要です。

第13条 【規約退会】

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を本クラブから強制的に退会させることができます。
 - (1) 本規約(第8条を含み、これに限らない)及び本クラブの諸規則を遵守しないとき。
 - (2) 本クラブ内外にかかわらず、法令、条令または公序良俗に反する行為を行い、本クラブの運営に影響が生じうると判断される時。
 - (3) 本クラブにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
 - (4) 第11条6項に該当したとき。
 - (5) 本クラブ施設内において全ての器具・備品を故意に毀損させたとき
本クラブの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき
 - (6) その他、本クラブにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと、本クラブが認めたとき。
2. 本クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から本クラブの全てのサービスを使用することができません。
3. 本クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、本クラブは前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することは致しません。
4. 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、本クラブへの入会はできません。
5. 規約退会処分を受けた会員は、それに起因する事象に対し損害賠償請求が発生する場合があります。

第 14 条 【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- (1) 退会または規約退会
- (2) 死亡または失踪宣言を受けたとき、及び法人の解散
- (3) 本クラブを閉鎖したとき。

第 15 条 【会員資格の譲渡禁止等】

本クラブ会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

但し一親等以内に限り名義変更可能とする。

第 16 条 【営業日および営業時間】

本クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、本クラブが定めます。

ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第 17 条 【本クラブ施設の利用制限】

1. 次の理由により本クラブ施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がされる場合でも、本クラブが定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、本クラブは会員に対し、特別の補償は行いません。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本クラブが判断し、営業が困難と認めたととき。
- (2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他のやむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 本クラブが、休業を認めるとき。

2. 前項の場合、事前にその旨を本クラブのホームページ等にて告知します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

3. 会員の種類と利用可能時間は次のとおりとします。

- ① レギュラー 全日 24 時間
- ② サポート 60 歳以上の方 全日 24 時間
中学生から 25 歳以下の学生証をお持ちの方 全日 24 時間
(ただし未成年者の利用時間は第 17 条 5 項に定めるものとする。)
- ③ ビジター 11:00 から 20:00 (ただしノースタッフデイはご利用不可)

- ④ ゲスト 全日 24 時間
(ただしレギュラー会員もしくはサポート会員の同伴を条件とする。※未成年者が正会員の場合は除きます。)

4. 会員の種類の変更

入会時の会員種類から他の会員種類への変更を希望する場合、変更を希望する月の 10 日までに本クラブの所定の手続きを行った上で、翌月 1 日より変更を適用します。11 日以降に手続きを行った場合は翌々月 1 日からの適用となります。

また、サポートが満 26 歳の誕生日を迎えた場合、その誕生日より自動的にレギュラーに変更されます。

5. 未成年の利用時間

未成年の本クラブ施設利用に関し、下記項目のご利用はお控え下さい。

16 歳未満の方 19:00 から 5:00 まで

16 歳未満で保護者同伴の方 22:00 から 5:00 まで

16 歳以上 18 歳未満の方 22:00 から 5:00

第 18 条 【本クラブ施設の閉鎖・変更】

1. 本クラブは次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - (1) 気象・災害等により会員にその被害が及ぶと本クラブが判断し、営業を不可能と認めたとき。
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他本クラブの経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
 - (3) 本クラブにおいて経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3ヶ月前に予告のうえ解散したとき。ただし、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の告知機関を合理的に短縮することができるものとします。
2. 本クラブ施設の閉鎖、変更の場合、本クラブが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、本クラブは会員に対し、特別の補償は行いません。

第 19 条 【賠償責任及び賠償請求】

1. 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故について、本クラブは一切の責任を負いません。
2. 会員または他の利用者は、自己の責に帰すべき原因により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかに賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員または他の利用者同士のトラブル(本クラブ内に限らない)において、本クラブは一切の責任を負いません。
4. 本クラブ施設内の器具等の利用において、本クラブスタッフより各器具等の注意事項は遵守し、異常を感じた場合は速やかにその器具の使用を中止すること。注意事項を遵守せずに発生した事故や怪我において、本クラブは一切の責任を負いません。
5. 本クラブ敷地内の駐車場及び契約駐車場、駐輪場での事故・盗難等について、本クラブは一切の責任を負いません。
6. 会員または他の利用者が、本規約に反する言動・行為があったと本クラブが認めた場合、会員または他の利用者に対し賠償請求が発生することがあります。

第 20 条 【通知予告】

本規約および本クラブの諸事情に関する通知または予告は、本クラブホームページ等により行います。

第 21 条 【細則】

本規約に定めていない事項および運営遂行上必要な細則は、本クラブが定めるものとします。

第 22 条 【本規約その他の諸規則の改定】

適用法令に従い、本クラブは、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は改定日をもって全ての会員に適用されます。

第 23 条 【ゲスト会員利用規約】

ゲスト会員の利用規約は本規約に準じることとします。

また、賠償責任及び賠償請求は同伴した本クラブ正会員（レギュラーまたはサポート）が負うものとします。

第 24 条 【遺失・拾得物の取扱い】

本クラブ施設内での遺失・拾得物は保管期間を 14 日間とし、本クラブは保管期間を経過した遺失・拾得物を処分することができます。処分された拾得物に関して本クラブは何ら補償をいたしません。

第 25 条 【正本】

本クラブは、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することがありますが、日本語版を正本とし、日本語版と外国語版に不一致がある場合は日本語版が優先します。

付則、本規約は 2022 年 5 月 1 日より発効します。

付則、2024 年 9 月 10 日 第 15 条（1 親等以内の名義変更）

付則、2026 年 2 月 16 日 第 11 条（貸与物の返却について）